

山梨県公報

第千五百四十二号

平成十七年

一月三十一日

月 曜 日

目次

規 則

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三三

告 示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示……………三三
土地改良区の定款の一部変更の認可……………三三
道路の区域変更(二件)……………三四
道路の供用開始(二件)……………三四
団体営土地改良事業計画の適当決定……………三五

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………三五
大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三五
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出……………三六
土地区画整理組合の解散認可……………三七
監査委員……………三七
監査の結果に基づく措置状況……………三七

規 則

山梨県規則第一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第八号を次のように改める。

八 県立大学入学検定料

別表第二百七十四号の四の次に次の五号を加える。

二百七十四の五 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可申請手数料

二百七十四の六 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料

二百七十四の七 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認申請手数料

二百七十四の八 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査手数料

二百七十四の九 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山梨県告示第二十三号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第一項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示(平成十六年山梨県告示第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

一の表の三の項中、「大月市」を「大月市、上野原市」に、「南都留郡秋山村、道志村」を「南都留郡道志村」に、「北都留郡上野原町、小菅村」を「北都留郡小菅村」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年二月十三日から施行する。

山梨県告示第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十七年一月二十五日竜王土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武田八幡神社線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
区 間	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九・〇	九・〇		
区 間	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九・〇	九・〇		

山梨県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
区 間	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九・〇	九・〇		

北都留郡上野原町大字野田尻字野田尻八六
三番の一地先から
北都留郡上野原町大字鶴川字鶴川八八番の
一地先まで

北都留郡上野原町大字野田尻字野田尻八六
三番の一地先から
北都留郡上野原町大字野田尻字井戸頭一八
三番の二地先まで

北都留郡上野原町大字大柗字富士塚四五二
番の四地先から
北都留郡上野原町大字鶴川字鶴川八八番の
一地先まで

北都留郡上野原町大字野田尻字野田尻八六
三番の一地先から
北都留郡上野原町大字鶴川字鶴川八八番の
一地先まで

道路の種類	路線名	区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	供用開始の 期日
			旧	新			
県道	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字宮の前四一五 三番地先から 塩山市大字牛奥字宮の前四一五 八番地先まで	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	供用開始の 期日
			五・六	五・六			
県道	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字宮の前四一五 三番地先から 塩山市大字牛奥字宮の前四一五 八番地先まで	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	供用開始の 期日
			五・〇	五・〇			
県道	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字宮の前四一五 三番地先から 塩山市大字牛奥字宮の前四一五 八番地先まで	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	供用開始の 期日
			七・〇	七・〇			
県道	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字宮の前四一五 三番地先から 塩山市大字牛奥字宮の前四一五 八番地先まで	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	供用開始の 期日
			五・〇	五・〇			

山梨県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字宮の前四一五 三番地先から 塩山市大字牛奥字宮の前四一五 八番地先まで	九五・〇	平成十七年 一月三十一 日

山梨県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	南都留郡秋山村字西原四二〇番の三地从先から南都留郡秋山村字瀬戸原五二六番の三地从先まで	五〇二・六	平成十七年一月三十一日

山梨県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、大月市から認可申請のあった団体営土地改良事業（吉久保地区圃場整備）の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十七年二月一日から平成十七年三月一日まで
- 三 縦覧場所
大月市役所
- 四 異議申立機関
平成十七年三月二日から平成十七年三月二十三日まで

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年六月一日まで縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
株式会社コジマ 代表取締役 小島章利	栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コジマNEW甲府店
所在地 甲府市中小河原二丁目十四番十二号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社コジマ 代表取締役 小島章利	栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年四月十三日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六百平方メートル
- 三 届出年月日
平成十六年八月十二日

● 大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年六月一日まで縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ笛吹店Aゾーン

(二) 所在地 笛吹市石和町広瀬字前田二百二十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	オギノ石和広瀬店Aゾーン	オギノ笛吹店Aゾーン
大規模小売店舗の所在地	東八代郡石和町広瀬字前田二百二十六番地	笛吹市石和町広瀬字前田二百二十五番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号
	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽樹	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
	株式会社セリア 代表取締役 河合宏光	岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

3 変更の年月日

平成十六年十二月十日

三 届出年月日
平成十六年十二月二十四日

● 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年六月一日まで縦覧に供する。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ笛吹店Bゾーン

(二) 所在地 笛吹市石和町広瀬字前田二百三十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	オギノ石和広瀬店Bゾーン	オギノ笛吹店Bゾーン
大規模小売店舗の所在地	東八代郡石和町広瀬字前田二百二十八番地	笛吹市石和町広瀬字前田二百三十五番地

3 変更の年月日

平成十六年十二月十日

三 届出年月日

平成十六年十二月二十四日

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十七年一月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 組合の名称

昭和町西条第一土地区画整理組合

二 事務所所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二

三 解散認可の年月日

平成十七年一月三十一日

監査委員

山梨県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十七年一月三十一日

山梨県監査委員 高 石 国 康

同 同 早 川 正 秋

同 同 前 島 茂 一

同 同 高 尾 堅 一

○中央病院

1 監査執行年月日 平成16年7月21日

2 監査対象期間 平成15年度

3 指摘事項 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、いくつが不適切な事務処理があった。

4 講じた措置 指摘された具体的事項については、早急に改善し、財務事務に関するチェック強化を図るとともに、今後、適正かつ効率的な財務事務執行のための意識改革や各種規定の見直しに取り組み。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番